

## 2. 自己資本比率告示第5条第7項第1号に規定するその他金融機関等であって信用金庫の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

該当ありません。

## 3. 自己資本の充実度に関する事項

### ■単体

(単位:百万円)

	2022年度		2023年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本額合計	142,511	5,700	143,488	5,739
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	135,394	5,415	135,207	5,408
ソブリン向け	3,512	140	3,603	144
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	27,276	1,091	27,909	1,116
法人等向け	50,744	2,029	51,507	2,060
中小企業等向け及び個人向け	33,231	1,329	32,573	1,302
抵当権付住宅ローン	3,739	149	3,512	140
不動産取得等事業向け	1,023	40	717	28
三月以上延滞	227	9	380	15
出資等	1,210	48	1,305	52
出資等のエクスポージャー	1,210	48	1,305	52
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	2,397	95	497	19
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,842	73	2,730	109
その他	10,188	407	10,470	418
②証券化エクスポージャー	-	-	-	-
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	8,256	330	8,281	331
ルック・スルー方式	8,256	330	8,281	331
④他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 1,140	△ 45	-	-
⑤CVAリスク相当額を8%で除して得た額	-	-	-	-
⑥中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	7,357	294	7,256	290
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ + ロ)	149,869	5,994	150,745	6,029

※ 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」（「国際決済銀行等向け」を除く）においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

オペレーショナル・リスク相当額（基礎的手法）の算定方法 $\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$
---

5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%